

【院内感染対策に関する取り組みについて】

（令和 7 年 6 月 2 日現在）

1.感染防止対策に関する基本的な考え方

われわれ医療従事者には、患者の安全を確保するための不断の努力が求められている。医療関連感染の発生を未然に防止することと、ひとたび発生した感染症が拡大しないように可及的速やかに制圧、終息を図ることは医療機関の義務である。川崎地域ケア病院（以下「当院」とする）においては、本指針により院内感染対策を行う。

2.委員会の組織に関する基本事項

本院における感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染防止対策委員会を設置し、毎月 1 回会議を行い、感染防止対策に関する事項を検討する。

感染防止対策に関する実働的組織として、I C T を置き、感染防止対策に関する一般的事項を執行させる。I C T の活動については、院内感染防止対策委員会の方針に基づいて行う。

3.職員に対する研修に関する基本事項

職員の感染防止対策に対する意識・技術の向上を図るため、全職員対象の研修会を年 2 回開催する。また、必要に応じて臨時の研修を行う。

4.感染症の発生状況の報告に関する基本方針

微生物検査結果から微生物の検出状況を把握し、毎月開催される院内感染防止対策委員会で報告する。院内感染防止対策委員会では、必要に応じ感染対策の周知や指導を行う。

5.院内感染発生時の対応に関する基本事項

院内感染の発生、または疑われる場合は、I C T が感染の拡大に速やかに対応する。また、届出義務のある感染症患者が発生した場合は、法律に準じて行政機関に報告をする。通常時から協力関係にある地域の医療機関や所轄保健所と速やかに連携し、対応する。

6.患者等に対する指針の閲覧に関する基本方針

本取組事項は院内に掲示し、患者等への閲覧に供する。

7.感染防止対策推進のために必要な基本方針

感染防止対策推進のため、ガイドラインを参考に当院の実状にあった感染防止対策マニュアルを整備し職員への周知を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を適宜実施する。

8.抗菌薬の適正使用に関する事項

- 1.「どのような患者にとって、どのようなメリットをもたらすのか」を想定して抗菌薬を使用する。
- 2.経験的治療における抗菌薬は、「想定される臓器」へ移行し、且つ「想定される原因微生物」をカバーしているものを選択する。
- 3.「予防」のために抗菌薬を使用する時は、手術部位感染症予防のための術前投与のように、エビデンスが確立していることに限る。
- 4.抗菌薬使用前には培養検査を行い、その結果によって de-escalation する。
- 5.抗菌薬標的感染臓器に重点を置いた効果判定と標準的治療期間を目安とした治療期間の設定をする。

川崎地域ケア病院
管理者